



事務連絡
平成 23 年 6 月 14 日

各都道府県 医療施設整備ご担当者様

厚生労働省医政局医療経理室

医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例の一部改正について

東日本大震災によって被災した地域において医療提供体制を確保するため、平成 23 年度第 1 次補正予算において、「診療体制確保事業」を創設し、仮設診療所等の設置について被災県に対し補助を行うこととしたところです。

当該事業は県に対する補助ですが、岩手県知事等より「被災地の実情に応じた仮設診療所とするため、県が整備した診療所の施設設備を医師会等の公益的団体に貸し付け、当該団体が開設者となる形態も補助対象とすること」等の要望が出されていたところです。

現行制度下において県が第三者に対して仮設診療所等の施設設備を貸し付ける場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 6 項に規定する厚生労働大臣の承認が必要となりますが、か所数が多いことに加えて協議・承認手続きに時間を要し、仮設診療所等の迅速な設置・開業等に支障を生じることから、「医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」（「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日医政発第 0417001 号 別添 2）の一部改正を行い、仮設診療所等の設置に当たって県が第三者に貸し付けを行う場合、及び仮設診療所等の閉鎖等により廃棄を行う場合の手続きについて財産処分の包括承認事項とし、厚生労働大臣への報告をもって財産処分を承認する取り扱いをすることとしたものです。（別添新旧対照表参照）

被災県以外の都道府県におかれましては、特段の関係はございませんが、通知別添の改正となるため、送付させていただきます。（東日本大震災に対応するための仮設診療所等限定という位置づけにはしておりませんので、今後他地域で仮設診療所等を国庫補助で整備する場合には、同じ取り扱いとなります。）

問い合わせ先

厚生労働省医政局医療経理室 決算第一係

田川（4189）・土居（4190）

医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例一部改正新旧対照表

改正後	現行
医政局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下について、この承認基準の特例によることとする。 1 申請手続の特例(包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。 (1)～(4) 略 (5)都道府県が行う仮設診療所、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車(以下、「仮設診療所等」という。)の施設又は設備(以下「施設等」という。)の財産処分であって、迅速な医療体制の確保を図るため、都道府県以外の者が当該施設等を使用して、仮設診療所等の開設及び運営を行う場合の貸付け (6)都道府県が行う仮設診療所等の施設等の財産処分であって、当該地域の医療資源の充足状況等から補助目的が達成されたと認められる場合の取壊し又は廃棄 (以下略)	医政局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下について、この承認基準の特例によることとする。 1 申請手続の特例(包括承認事項) 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。 (1)～(4) 略 (以下略)



医政発第 0417001 号

平成 20 年 4 月 17 日

最 終 改 正

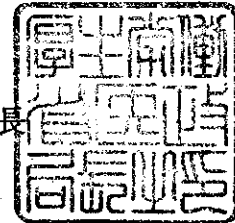
医政発 0614 第 4 号

平成 23 年 6 月 14 日

各都道府県知事

殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助施設等」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する厚生労働大臣の承認が、同法第 2 条第 6 項に規定する間接補助事業者等にあつては、同法第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づく厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認が必要となる。

これらの承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、今般「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」が別添 1 のとおり定められた。平成 20 年 4 月 1 日以降に財産処分の承認申請を受理したものについては、原則としてこの承認基準に基づき承認事務を行うこととなるので御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、貴職からこの旨周知されるよう配慮願いたい。

また、この承認基準の施行に当たっては、下記に留意されたい。

なお、平成 12 年 6 月 12 日障第 457 号・健政発第 716 号・健医発第 957 号・医薬発第 619 号・児発第 583 号・保発第 110 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策局長・保健医療局長・医薬安全局長・児童家庭局長・保険局長連名通知、平成 18 年 7 月 3 日医政発第 0703018 号厚生労働省医政局長通知及び平成 19 年 3 月 29 日医政発第 0329007 号・雇児発第 0329010 号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知については、廃止する。

本通知については、健康局、医薬食品局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局障

熊本県受付

23.6.21

医政発 335 号

害保健福祉部及び保険局においても了知しているところであるので、念のため申し添える。

記

- 1 財産処分を行う場合には、適正化法の趣旨及び補助金等の補助目的にかんがみ、当該財産処分により地域の保健、医療、雇用、福祉等におけるサービスの提供、人材育成等のための社会資源に不足を生じないこと、施設等の利用者又はサービスの受益者である住民への配慮が十分に行われていることなど、厚生労働行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう、十分に配慮願いたい。
- 2 平成20年3月31日において既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、原則としてこの承認基準に基づき対応することとする。
- 3 本日において既に承認を行っているが納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年4月1日以降であるものについては、原則としてこの承認基準に基づき納付金額を算定することとする。
- 4 この承認基準について、医政局所管一般会計補助金等に関し医政局長が定める特例は、別添2のとおりである。

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。)の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、その判断を尊重し、対応することとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、厚生労働大臣(適正化法第26条により事務委任されている場合は地方厚生(支)局長。以下「厚生労働大臣等」という。)に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、厚生労働大臣等に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 一時使用の場合

施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手

続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である施設等への適用

処分制限期間が10年未満である施設又は設備についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

(注5) 適正化法の規定を準用する貸付金の貸付けにより取得した財産の処分

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号に該当する事業に要する費用に充てる資金を国が無利子で貸し付ける場合における当該無利子貸付金の貸付けにより取得された財産の処分を行う場合には、社会資本整備特別措置法第5条第1項において準用する適正化法の規定に基づく財産処分の承認が必要であることから、この承認基準を適用する。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙様式2により厚生労働大臣等への報告があったものについては、1にかかわらず、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

② 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注1) 地域再生法に基づくみなし承認の場合

地域再生法（平成17年法律第24号）第22条の規定により厚生労働大臣等の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

(注2) 補助財産取得時の抵当権設定

補助財産取得時の抵当権設定については、当該補助金の交付申請書に設けられた申請欄に記載することにより申請し、交付決定と同時に承認することとする。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をい

う。以下同じ。)を付さずに承認するものとする。

① 包括承認事項

② 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの
ア 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

イ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

ウ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

エ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（②及び③については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

① 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

② 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別表に掲げる事業に使用する場合

イ 交換により得た施設等において別表に掲げる事業を行う場合

ウ 別表に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

④ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

⑤ 次に該当する取壊し等

ア 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

イ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付する場合

① 再処分に関する条件を付する場合

上記(1)のうち、②(10年以上の施設等の別表事業への使用等)、③(市町村合併等に伴う10年未満の施設等の別表事業への使用等)及び④(同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付)の場合(取壊し等の場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡の場合を除く。)には、再処分に関する条件(当初の財産処分の承認後10年(残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間)を経過するまでの間は、厚生労働大臣等の承認を受けないで当該施設等(交換の場合には、交換により得た施設等)の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。)を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分(抵当権の設定)

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

(注1) 第3の1(1)②イ及び2(1)④において施設等の一部を他の目的に使用する場合は、当該部分の転用に当たるため、転用の手続を要する。

(注2) 土地の財産処分の取扱いについては、原則として、当該土地に整備された施設の財産処分の取扱いと同様とする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 地方公共団体の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金

額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。）に、総事業費（補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。）に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの地方公共団体の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(7) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。以下同じ。）の割合を乗じて得た額を、土地等にあつては、国庫補助額をいう。以下同じ。）を上限額とする。

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

(2) 地方公共団体以外の者の場合

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。以下同じ。）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

(7) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行う場合

(4) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(7) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額を上限額とする。

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体以外の者が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

3 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2(1)関係）

国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 (各事業には施設を含む。)	備考 (担当部局)
・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等）	医政局
・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所	医政局
・地域保健法（昭和24年法律第168号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等）	健康局
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）	健康局
・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業	健康局
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条及び第34条に規定する事業（障害者雇用支援センター及び障害者・就業生活支援センター）	職業安定局
・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会）	職業安定局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。）	職業能力開発局
・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の6に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等）	職業能力開発局

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等）	雇用均等・児童家庭局
・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）	雇用均等・児童家庭局
・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設）	雇用均等・児童家庭局
・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等）	社会・援護局
・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）	社会・援護局
・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は定額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等）	社会・援護局
・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等）	社会・援護局
・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）	障害保健福祉部
・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）	障害保健福祉部
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）	障害保健福祉部
・精神保健福祉士法（平成9年法律第130号）に規定する事業	障害保健福祉部
・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム）	老健局

・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業） ・更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する事業 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する高齢者優良賃貸住宅 ・その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長が個別に認めるもの	老健局 各部局
---	---

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇厚生（支）局長

殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金（＊1）により取得した△△施設
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき（＊2）、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア～ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(7) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(7) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名（例：医療施設近代化施設）を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：〇〇施設を□□施設（定員〇名）に転用。
〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設（定員〇名）と□□施設（定員〇名）に変更。
〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。
社会福祉法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。
〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑪評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑫評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
〇〇厚生（支）局長

殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金（＊１）により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第
２２条に基づき（＊２）、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- * 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称(負担金、交付金、委託費等)にあわせること。
- * 2 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1)「⑤施設(設備)種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)名又は補助事業に係る施設(設備)名(例:医療施設近代化施設)を記載すること。
- (2)「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例:〇〇施設を□□施設(定員〇名)に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設(定員〇名)と□□施設(定員〇名)に変更。

〇〇施設の余裕部分(〇〇室)を□□事業を行う場所に転用。

社会福祉法人〇〇に譲渡し、同一事業・定員で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1)対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2)間接補助事業については、施設設置者(間接補助事業者)からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

医政局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。)に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例 (包括承認事項)

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等の転用であって、次の条件をいずれも満たす場合
 - ア 転用後の用途が厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等(以下「国庫補助対象施設等」という。)であること
 - イ 補助金等の交付を受けずに代替施設を新たに整備すること
- (2) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等は無償譲渡又は無償貸付する場合で、財産処分後も財産処分前と同一の事業が継続される場合
- (3) 補助金等で整備された療養病床について、財産処分の際に入院している患者がその状態に即した適切な施設等において必要な対応が図られる場合であって、次のいずれかに該当する場合(ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成25年3月31日までの間に限る。また、地方公共団体が行う場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合以外については、当初の財産処分後10年を経過するまでの間は、厚生労働大臣の承認を受けないで当該施設等の処分を行ってはならないものとする。)
 - ア 療養病床(療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床に限る。)について、病床の数を増加させることなくその全部若しくは一部について医療法第7条第2項第5号に定める一般病床に転用(取壊し後に新築又は増築する場合を含む。以下(3)において同じ。)する場合又は転用せずに療養病床の利用率等を踏まえて療養病床の数を減ずる場合であって、次の条件をすべて満たす場合
 - (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保すること
 - (イ) 引き続き、機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること

(ウ) 患者の療養環境を向上させるよう対応するものであること

イ 療養病床（療養病床を補助条件としているか否かにかかわらず補助金等の交付を受けて整備された療養病床をいう。）について、その全部若しくは一部を次の（ア）から（ク）までの施設に転用し、又は、それらの施設として使用することを条件として他の社会福祉法人等へ無償譲渡又は無償貸付を行う場合

（ア）介護老人保健施設

（イ）軽費老人ホーム（ケアハウス）

（ウ）有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の者でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

（エ）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

（オ）認知症高齢者グループホーム

（カ）小規模多機能型居宅介護拠点

（キ）生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

（ク）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により登録されている賃貸住宅（「介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第264号）に適合するものとして都道府県知事に届けられているものに限る。）

注）「療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床」とは医療施設近代化施設整備事業で次により整備された療養病床をいう。

ア）病院の改修（一部増築を含む。）により整備された療養病床

イ）診療所の改修等（新規開設を除く。）により整備された療養病床

ウ）介護基盤整備促進事業（平成16年度廃止）により整備された療養病床

（4）病院における小児科医・産科医の広く薄い配置を改善し、病院勤務医の勤務環境の改善を図るため、小児科・産科における医療資源の集約化・重点化に伴う財産処分であって、次の条件をいずれも満たす場合（ただし、平成25年3月31日までの間に限る。また、地方公共団体が行う場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合以外については、当初の財産処分後10年を経過するまでの間は、厚生労働大臣の承認を受けないで当該施設等の処分を行ってはならないものとする。）

ア 都道府県が主体となり、市町村、住民代表、医療関係団体等の関係者により構成される地域医療対策協議会において、小児科・産科の集約化・重点化の議論がなされた上で、集約化・重点化計画を策定し、具体的な対策を医療計画に盛り込むこと

イ 補助金等の交付を受けて、小児科又は産科の医療機関として整備したものであり、次のいずれかに該当すること

(ア) 転用の場合

国庫補助対象施設等又は医療機能強化に資する施設（例 地域医療連携推進室、医療相談室、医療安全推進室）への転用であって、転用の内容が集約化・重点化計画に位置づけられたものであること

(イ) 無償譲渡又は無償貸付の場合

譲渡又は貸付の相手方が当該補助施設等を国庫補助対象施設等として引き続き使用するものであって、譲渡又は貸付の内容が集約化・重点化計画に位置づけられたものであること

(5) 都道府県が行う仮設診療所、仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車（以下、「仮設診療所等」という。）の施設又は設備（以下「施設等」という。）の財産処分であって、迅速な医療体制の確保を図るため、都道府県以外の者が当該施設等を使用して、仮設診療所等の開設及び運営を行う場合の貸付け

(6) 都道府県が行う仮設診療所等の施設等の財産処分であって、当該地域の医療資源の充足状況等から補助目的が達成されたと認められる場合の取壊し又は廃棄

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第3の1(1)又は2(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、医療法人等が行うものについては、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとし、また、この場合であって、以下の(1)イに該当する場合には、代替施設に再処分に関する条件と同様の条件が付されるものとする。

(1) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等の転用であって、次のいずれかに該当する場合

ア 国庫補助対象施設等へ転用する場合

イ 新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備した上で、補助施設等を転用する場合

(2) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等の無償譲渡又は無償貸付であって、無償譲渡又は無償貸付後において国庫補助対象施設等として使用する場合

(3) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等と同等以上の施設等との交換であって、交換により取得した施設等において交換前と同一の事業を行う場合

3 その他

医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る財産処分の手続等については、平成12年3月31日健政発第415号厚生省健康政策局長通知「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取り扱いについて」によるものとする。